

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日におきか
る)

◇ 条 例

目 次

- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 鳥取県建設業許可等証明手数料条例の一部を改正する条例
- 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、八八三人」を「三、九七三人」に、「三、三八二人」を「三、四三六六人」に、「五〇一人」を「五三七七人」に改め、同項第五号中「二〇六人」を「二〇八人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「二八、八〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「三五、九〇〇円」に、「五〇〇円」を「六〇〇円」に改める。

附則

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないように措置するものとする。

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

鳥取県地方卸売市場条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

四 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

附則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県建設業許可等証明手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県建設業許可等証明手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県建設業許可等証明手数料条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

題名中「許可等」を「許可」に改める。

第一条中「又は建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)による改正前の建設業法第八条第一項の規定による建設業者の登録」を削る。

附則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 臣 次

鳥取県条例第七号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 広告物等についての規制(第二条—第十条)」を

「第二章 広告物等についての規制(第二条—第十条の二)」

第二章の二 屋外広告業の届出等(第十条の三—第十条の六)」

に改

める。

第七条を次のように改める。

(許可申請手数料)

第七条 第三条第一項及び第四条の規定により許可を受けようとする者は、

許可申請手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(

昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により届出をした

政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための

許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可申請手数料の額は、別表第四のとおりとする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 屋外広告業の届出等

(屋外広告業の届出)

第十条の三 屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その代表者の氏名

四 第十条の五第一項に規定する講習会修了者等の氏名及びその所属する営業所の名称

五 その他規則で定める事項

2 屋外広告業を営む者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたとき、又は屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(講習会)

第十条の四 知事は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に關し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2 前項の講習会において講習を受けようとする者は、受講手数料を納付しなければならない。

3 前項の受講手数料の額は、二千円とする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の講習会に關し必要な事項は、規則で定める。

(講習会修了者等の設置)

第十條の五 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに、前条第一項の講習会の課程を修了した者又は次のいずれかに該当する者（以下「講習会修了者等」という。）を置かなければならない。

一 他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市が行う法第九條第一項の講習会の課程を修了した者

二 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第八條第一項の職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第二十八條第一項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第六十二條第一項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者

三 知事が前条第一項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有すると認めたる者

2 知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くことを命ずることができる。

（指導、助言及び勧告）

第十條の六 知事は、屋外広告業を営む者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第十八條を次のように改める。

第十八條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第十條の三第一項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者

三 第十條の三第二項の規定による届出をせず、又は同条第一項若しくは第二項の規定による届出について、虚偽の届出をした者、

四 第十條の五第二項の規定による命令に違反した者

別表第四はり札の項及び広告板の項を次のように改める。

面積	〇・二平方メートル未満	五個まで又は五個を増すごとに	一〇〇円
面積	〇・二平方メートル以上	一個	一〇〇円
面積	一・五平方メートル未満	一個	一〇〇円
面積	一・五平方メートル以上	一個	三〇〇円
面積	五・〇平方メートル未満	一個	五〇〇円
面積	五・〇平方メートル以上	一個	一、〇〇〇円

附 則

1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第二章の次に一章を加える改正規定のうち第十條の三及び第十條の五に係る部分並びに第十八條の改正規定は、昭和四十九年七月一日から施行する。

2 昭和四十九年七月一日において現に屋外広告業を営んでいる者は、同年同月三十一日までの間は、改正後の屋外広告物条例第十條の三第一項の届出をしないで、引き続き屋外広告業を営むことができる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中 四十八年 福守第六 倉吉市福守

四十八年	福守第六	倉吉市福守	二四
四十八年	末恒	鳥取市伏野	三二
四十八年	緑が丘第一	八頭郡智頭町大字智頭	一〇
四十八年	赤碓港第二	東伯郡赤碓町大字赤碓	一六
四十八年	青木	米子市青木	四八
四十八年	余子	境港市高松町	三〇

に改め、同表の第二種県営住宅の表中 四十四年 赤碓港 東伯郡赤碓

町大字赤碓 二四 を 四十四年 赤碓港第一 東伯郡赤碓町大字赤碓

二四 に、 四十七年 成美第二 東伯郡赤碓町大字出上 一〇 を

四十七年	成美第二	東伯郡赤碓町大字出上	一〇
四十八年	高草第三	鳥取市古海	二〇
四十八年	白浜	鳥取市湖山町	一〇
四十八年	緑が丘第二	八頭郡智頭町大字智頭	一〇
四十八年	小鴨	倉吉市小鴨	一五
四十八年	浦安第三	東伯郡東伯町大字下伊勢	五
四十八年	成美第三	東伯郡赤碓町大字出上	一〇

に改める。

別表第二の表中 美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二

及び賀露港 鳥取市 美穂第一、美

穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三及び賀露港 鳥取市

に、 智頭第一及び智頭第二

智頭町 智頭第一、

智頭第二、緑が丘第一及び緑が丘第二 智

頭町 三明寺及び高城

倉吉市 を

三明寺、高城及び小鴨

倉吉市 に、 東伯第一、東伯第二、浦安第一及び

浦安第二

東伯町

を 東伯第一、東伯第二、浦安第一、浦安第二及び浦安第三

東伯町

に、

成美第一、成美第二及び赤碕港

赤碕町

を

成美第一、成美第二、成美第三、赤碕港第一及び赤碕港第二

赤碕町

に、

庄内

名和町

を

庄内

白浜

名和町

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表保母修学資金の項を次のように改める。

<p>保</p> <p>県内における保母(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項に規定する保母をいう。)の充実に資するため、保母養成所(児童福祉法施行令第十三条第一項第一号に規定する厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。)に在学する者で、将来県内の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設において保母として児童の保護に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>一 保母養成所を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がそのつ度定める期間)以内に県内の児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、同法第十七条に規定する児童相談所の一時保護施設、同法第二十七條第二項に規定する厚生大臣が指定する国立療養所、心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七條第一項第一号に規定する福祉施設その他知事が指定す</p>
---	---

母 修 学 資

る施設又は県外の児童福祉法第七條に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設若しくは国が設置する児童福祉施設、同法第二十七條第二項に規定する厚生大臣が指定する国立療養所若しくは心身障害者福祉協会法第十七條第一項第一号に規定する福祉施設(以下この項において「免除対象施設」という。)において
 一 保母(保母たる資格を要件とする職種及び入所者の保護に直接従事する職種を含む。以下同じ。)として入所者の保護に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。

二 免除対象施設において保母として入所者の保護の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつ

全部 債務の

金

たとき。

三 第一号に該当する場合を除き、免除対象施設において修学資金の貸付期間に相当する期間以上保母として入所者の保護に従事したとき。

四 第二号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため保母として入所者の保護の業務に従事することができなくなつたとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)

全部又は一部 債務の

本則の表看護職員修学資金の項を次のように改める。

県内における看護職員(保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。))第二条、第三条、第五条及び第六条に規定する保健婦、助産婦、看護婦及び准看護

一 看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がそのつ度定める期間)以内に他の看護

看	護	職	員	修
<p>婦をいう。)の充実に資するため、看護職員養成施設(法第十九条第一号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第二号に規定する厚生大臣の指定した保健婦養成所、法第二十条第一号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第二号に規定する厚生大臣の指定した助産婦養成所、法第二十一条第一号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第二号に規定する厚生大臣の指定した看護婦養成所又は法第二十二條第一号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第二号に規定する都道府県知事の指定した看護婦養成所をいう。以下同じ。)に在学する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設(設)を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたとときは、知事がそのつ度定める期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において、又は県外の児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設、同法第二十七条第二項に規定する厚生大臣が指定する国立療養所若しくは精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八条に規定する精神薄弱者援護施設のうち国立コローニー(以下この項において「県外免除対象施設」という。)において看護職員の業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。</p>	<p>職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設(設)を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたとときは、知事がそのつ度定める期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において、又は県外の児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設、同法第二十七条第二項に規定する厚生大臣が指定する国立療養所若しくは精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八条に規定する精神薄弱者援護施設のうち国立コローニー(以下この項において「県外免除対象施設」という。)において看護職員の業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。</p>	<p>職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設(設)を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたとときは、知事がそのつ度定める期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において、又は県外の児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設、同法第二十七条第二項に規定する厚生大臣が指定する国立療養所若しくは精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八条に規定する精神薄弱者援護施設のうち国立コローニー(以下この項において「県外免除対象施設」という。)において看護職員の業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。</p>	<p>職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設(設)を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたとときは、知事がそのつ度定める期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において、又は県外の児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設、同法第二十七条第二項に規定する厚生大臣が指定する国立療養所若しくは精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八条に規定する精神薄弱者援護施設のうち国立コローニー(以下この項において「県外免除対象施設」という。)において看護職員の業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。</p>

債務の全部

学	資	金
<p>二 県内において、又は県外免除対象施設において看護職員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつたとき。</p>	<p>三 第一号に該当する場合を除き、県内において、又は県外免除対象施設において修学資金の貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき。</p>	<p>四 第二号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなつたとき(保証人が貸付金を償還することができることを認められる場合を除く。)</p>
<p>債務の全部又は一部</p>	<p>債務の全部又は一部</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。
- 2 この条例の施行の日前に貸付けをし、又は貸付けの決定をした保母修学資金又は看護職員修学資金の返還に係る債務で昭和四十八年四月一日以後に返還すべきものに対する改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例本則の表保母修学資金の項免除の条件の欄第三号又は同表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第三号の規定の適用については、これらの規定中「修学資金の貸付期間に相当する期間以上」とあるのは、「一年以上三年未満」とする。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「九二五人」を「九五五人」に、「三三人」を「三四人」に、「六〇人」を「六二人」に、「三一七人」を「三五五人」に、

「五一五人」を「五〇四人」に改め、同項第二号中「二二九人」を「二三四人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

正)

第一条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
 第四条第三項中「八十円」を「百十六円」に、「二十六円」を「三十円」に、「五十三円」を「八十三円」に改める。

別表第一の表中

一、五九二元	二、一一五円	二、七〇〇円	三、三三
一、一五七円	一、四五三元	一、八二八円	二、二八

〇円	三、九五〇円	四、四六〇円
〇円	二、七七三円	三、一六七円

を

一、八四七円	二、四三二円	三、
一、三六五円	一、六九三円	二、

に改める。

〇八三円	三、七八〇円	四、四六三円	五、〇六五円
一一三円	二、六一八円	三、一六三円	三、六七〇円

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三百三十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書」を削る。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は昭和四十八年四月一日から、第二条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の規定は昭和四十八年十月一日から適用する。

(経過措置)

- 昭和四十八年四月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は

同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。